

茂原都市計画地区計画の決定（茂原市決定）

都市計画東郷御用地地区地区計画を次のように決定する。

名 称	東郷御用地地区地区計画
位 置	茂原市大字東郷字御用地の一部の区域
面 積	約 0.9 h a
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>地区計画の目 標</p> <p>本区域は、JR 外房線茂原駅の北東約 2 k m に位置し、また、首都圏中央連絡自動車道、茂原北インターチェンジから南東約 6 k m に位置する区域である。さらに、市内有数の工業地及び郊外型の宅地に隣接する区域でもある。</p> <p>本計画は建築物及び緑地を計画的に誘導することにより、工業の利便増進を図るとともに、周辺の居住環境や自然環境に調和した、市街地の形成を目標とするものである。</p>
	<p>土地利用の方 針</p> <p>良好な地域環境を阻害しない工場や流通業務系の業種を中心とした工業の土地利用の増進を図る。また、敷地内の緑化に積極的に努める。</p>
	<p>建築物等の整備方針</p> <p>周辺の環境と調和した良好な工業地を形成するため、建築物等の整備方針として以下のものを定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の用途の混在を防ぎ、良好な工業用地としての環境を保全するため、建築物等の用途の制限を行う。 2. 安全で快適な空間を備えた工業地を形成するため、建築物等の高さ及び壁面の位置の制限を行う。 3. 周辺の環境と調和した良好な景観を形成するため、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。
	<p>緑化の方針</p> <p>周辺の環境と調和した緑豊かな工業地を形成するため、敷地内の適正な緑化を図る。</p>

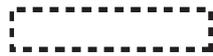
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅 2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの 3. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4. 店舗又は飲食店その他これらに類するもの 5. ホテル又は旅館 6. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設 7. カラオケボックスその他これに類するもの 8. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 9. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの 10. キャバレー、料理店その他これらに類するもの 11. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 12. 病院 13. 公衆浴場 14. 診療所 15. 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 16. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 17. 自動車教習所 18. 畜舎 19. 自動車修理工場 20. 集会場（葬儀を行うもの）
		建築物等の高さの最高限度	10m
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁面又は、これに代わる柱の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は、3.0m以上とする。</p> <p>ただし、地盤面下に設ける建築物及び建築物の管理上最小限必要な附帯施設については、この限りではない。</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の外壁等の外観は、著しく派手な色彩の使用を避け、光沢や反射光の生じる材料を多く使用しない等、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。</p>
		緑化率の最低限度	敷地全体の7%とする。

「区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由：隣接する既存工業用地と一体的な土地利用を図るとともに、周辺の居住環境と調和した環境づくりを行うため、地区計画を決定するものである。

東郷御用地地区の地区計画の決定について



凡 例	
地区計画区域 地区整備計画の区域	
面積：約0.9ha	